

**神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正案に関する
提出意見及びこれに対する県の考え方**

1 意見募集結果の概要

(1) 意見内容の概要

意見提出件数 2 者 (3 件)

区分	延べ件数
ア 「6 建物の規模及び構造設備」に関する意見	2 件
イ 「9 施設の管理・運営」に関する意見	1 件
合計	3 件

(2) 県の考え方の概要

区分	延べ件数
A 指針に反映する意見	0 件
B 意見の趣旨が既に反映されている意見	1 件
C 今後の参考とする意見	0 件
D 指針に反映できない意見	1 件
E その他	1 件
合計	3 件

2 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理 番号	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	ア	改正案6(11)の「その他の併設施設」とは、具体的にはどのような施設を指すのか。	E	有料老人ホーム以外の施設をいい、例えば他の介護保険事業所やテナント等を指します。
2	ア	改正案6(11)について、これまで住宅型有料老人ホームに併設していた訪問介護事業所の動線が、一部有料老人ホームと重複している場合においては、開設時期を鑑み「例外」として取り扱われるか。	B	原則としていることから、適用に際しては、やむを得ない事情等をケースバイケースで判断します。
3	イ	改正案9(8)における新興感染症について、複数の医療法人から断られている。 医療機関側にメリットがないために、対応することが現実的に難しく、努力義務とできないか。	D	改正案における具体的な照応事項が判然としませんが、厚生労働省による「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」で示されていること、及び県としても必要と考えることから、指針に反映いたしません。